

# 中華人民共和國計量法 仮訳

第五次修正 2018年

## 第一章 総 則

第一条 計量の管理、監督を強化するために国家は、計量単位の統一と正確な計量標準を保証して、生産、取引及び科学技術を有利に発展させ、社会主義の現代化建設の要請に適応し、国家と人民の利益を維持するために本法を制定する。

第二条 中華人民共和国における計量の基準器具、標準器具を確立し、計量の検定を促進する。製造、修理、販売、使用計量器具については、本法を遵守しなければならない。

第三条 国家は法定計量単位制を実施する。

国際単位制の計量単位と国家選定のその他の計量単位を国家法定計量単位とする。国家法定計量単位の名称、符号は、國務院から交付する。

特別な需要により、非法定計量単位を使用するための行政措置は、國務院の計量行政部門によって制定される。

第四条 國務院計量行政部門は、全国の計量事業の実施、統一について管理、監督する。県級以上の地方人民政府計量行政部門は、当行政区域内の計量事業の実施について管理、監督する。

## 第二章 計量基準器具、計量標準器具と計量検定

第五条 國務院計量行政部門は、各種計量基準器具の確立について責任を負い、全国量値の統一のために依拠できる最高のものをつくる。

第六条 県級以上の地方人民政府計量行政部門は、当地区内の需要に基づいて公共用計量標準器具を確立する。これは上級人民政府計量行政部門が行う検査に合格したものを使用する。

第七条 國務院の主管部門と省、自治区、直轄市人民政府の主管部門においては、これら部門の特殊な需要に基づき当部門で使用する計量標準器具を確立することができる。これらの最高標準器具は、同級人民政府計量行政部門が行う検査に合格したものを使用する。

第八条 各企業及び事業所は、その需要に基づき、これら事業所で使用する計量標準器具を確立することができる。これらの最高計量標準器具は、関連のある人民政府計量行政部門が行う検査に合格したものを使用する。

第九条 県級以上の人民政府計量行政部門は、公共用の計量標準器具、各部門及び各企業や事業所で使用する最高計量標準器具に対し、また、取引、安全保持、医療衛生、環境監視分野の強制検定目録に記載されている計量器具等について強制検定を実施する。規定に基づく検定申請をしていないもの、あるいは検定不合格のものは使用することができない。強制検定を行う計量器具の目録及び管理方法については、国務院で制定する。前項の規定以外のその他の計量標準器具と事業用計量器具は、使用する事業所自身で定期検定あるいはその他の計量検定機関へ送って検定を受けなければならない。

第十条 計量検定は、国家計量検定系統表に基づいて促進しなければならない。国家計量検定系統表は、国務院計量行政部門で制定する。

計量検定は、国務院計量行政部門が制定した計量検定規則に則り実施しなければならない。

国家計量検定規程のない国務院の主管部門及び省、自治区、直轄市人民政府計量行政部門は、それぞれ別に部門計量検定規程、地方計量検定規程を制定する。

第十一条 計量検定作業は、経済の合理的原則に基づいて、地方および近隣で迅速に行わなければならない。

### 第三章 計量器具管理

第十二条 計量器具を製造、修理する各企業及び事業所は、製造、修理する計量器具に適応した設備、人員を具備しなければならない。

第十三条 計量器具を製造する各企業及び事業所で未だ生産されてなく、新たに生産する計量器具については、省級以上の人民政府計量行政部門が行う見本品の計量性能試験に合格した後でなければ生産に入ることはできない。

第十四条 規則に違反して、非法定計量単位の計量器具を製造、販売、輸入することはできない。

第十五条 計量器具を製造、修理する各企業及び事業所は、製造、修理した計量器具に対して検査を行い、製品の計量性能を保証し、合格製品の出荷には、合格証を付さなければ

ならない。

第十六条 壊れているような正確ではない計量器具を使用して国家と消費者の利益に損害を与えてはならない。

第十七条 個人経営の工商業者は、簡易な計量器具の製造、修理をすることができる。個人経営の工商業者の製造及び修理できる計量器具の範囲と管理方法は、国務院計量行政部門で制定する。

#### 第四章 計量監督

第十八条 県級以上の人民政府計量行政部門は、計量器具の製造、修理、販売、輸入および使用、ならびに測定の検証などの関連する計量を監督および検査しなければならない。関係機関および個人は、拒否または妨害することはできない。

第十九条 県級以上の人民政府計量行政部門は、需要に基づき計量監督員を置く。計量監督員の管理方法は、国務院計量行政部門で制定する。

第二十条 県級以上の人民政府計量行政部門は、需要に基づき計量検定機関を設置することができ、あるいは他の計量検定機構の権限を受けて強制検定及びその他の検定、測定試験の業務を行うこともできる。

前項規定の検定、測定試験業務を行う人員は、試験に合格したものでなければならない。

第二十一条 計量器具の正確さによって引き起こされる紛争は、国家計量標準器具あるいは公共用計量標準器具による検定数値との比較によって処理する。

第二十二条 公正数値を社会へ提供するために製品の品質を試験検査している機関は、その計量検定、測定試験能力及び信頼性について省級以上の人民政府計量部門の試験に合格しなければならない。

#### 第五章 法律責任

第二十三条 新製品の計量器具試験に合格しないで製造、販売したものは、その種、新製品の製造、販売の停止、違法取得没収の命令の責を受け、罰金に処することができる。

第二十四条 不合格の計量器具の製造、修理、販売は、違法取得を没収し、罰金に処する

ことができる。

第二十五条 強制検定の範囲に属する計量器具で、未だ規定による検定申請がなく、あるいは検定不合格のまま使用しているものは、使用停止の命令の責を受け、罰金に処することができる。

第二十六条 不合格の計量器具あるいは壊れて正確でない計量器具の使用は、国家と消費者に損益を与えるので、損失の賠償、計量器具及び違法所得没収の命令の責を受け、罰金に処することができる。

第二十七条 消費者を騙かす目的で計量器具を製造、販売、使用したものは、計量器具と違法所得を没収し、罰金に処す。情状の重いものには、個人あるいは事業所の直接責任者に対し、刑事責任を追及する。

第二十八条 本法の規定に違反し、不合格の計量器具を製造、修理、販売し、人身に傷害あるいは財産に重大な損失を与えたときは、刑法の規定にてらし、個人あるいは事業所の直接責任者に対して刑事責任を追及する。

第二十九条 計量監督員の違法行為は、情状の重さにより《刑法》の関係規定にてらして揭示責任を追及し、軽微な情状には、行政処分を与える。

第三十条 本法規定の行政処罰は、県級以上の地方人民政府計量行政部門で決定する。本

第三十一条 行政処罰決定に対する不服者は、処罰の通知日から起算して15日以内に人民法院へ提訴できる。罰金、違法所得没収の行政処罰決定の満期日までに不提訴または不履行に対しては、行政処罰決定機関から人民法院へ強制執行を申請する。

## 第六章 附 則

第三十二条 中国人民解放軍と国防科学工業系統の計量事業の管理、監督の方法については、国務院、中央軍事委員会で本法に依拠して別に制定する。

第三十三条 国務院計量行政部門は、本法に基づき実施細則を制定し、国務院へ報告、商人を得て施行する。

第三十四条 本法は、1986年7月1日から施行する。